

《資料編》

○吹田市立図書館条例

昭和27年6月5日
条例第183号

(設置)

第1条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立中央図書館 吹田市出口町18番9号
- (2) 吹田市立千里図書館 吹田市津雲台1丁目1番D2
- (3) 吹田市立山田図書館 吹田市山田西2丁目5番1号
- (4) 吹田市立さんくす図書館 吹田市朝日町3番501号
- (5) 吹田市立江坂図書館 吹田市江坂町1丁目19番1号
- (6) 吹田市立千里山・佐井寺図書館 吹田市千里山松が丘25番2号

(目的)

第2条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション、視、聴覚教育等に資することを目的とする。

(職員)

第3条 図書館に館長及びその他の職員を置くことができる。

(協議会)

第4条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、吹田市立中央図書館に吹田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年12月28日条例第39号)

- 1 この条例は、昭和39年1月1日から施行する。

(以下省略)

附 則(昭和41年12月26日条例第37号)

この条例は、昭和42年2月26日から施行する。

附 則(昭和46年10月11日条例第28号)

この条例は、昭和46年11月25日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日条例第15号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年2月16日条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日条例第10号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成7年12月28日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則(平成8年3月29日条例第14号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月18日条例第22号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第1条に1号を加える改正規定は、平成16年5月1日から施行する。

○吹田市立図書館条例施行規則

昭和60年6月10日
教育委員会規則第19号

吹田市立図書館条例施行規則(昭和42年吹田市教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 吹田市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）に、館長、係長、司書その他必要な職員を置く。

2 吹田市立千里図書館（以下「千里図書館」という。）、吹田市立山田図書館（以下「山田図書館」という。）、吹田市立さんくす図書館（以下「さんくす図書館」という。）、吹田市立江坂図書館（以下「江坂図書館」という。）及び吹田市立千里山・佐井寺図書館（以下「千里山・佐井寺図書館」という。）に、館長、司書その他必要な職員を置く。

3 中央図書館、千里図書館、山田図書館、さんくす図書館、江坂図書館及び千里山・佐井寺図書館に必要があるときは、館長代理、主幹及び主査を置くことができる。

(分掌事務)

第3条 中央図書館に次の係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 一般奉仕係
- (3) 児童奉仕係
- (4) 館外奉仕係
- (5) 資料管理係

2 前項に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 公印の保管に関する事項
- (2) 文書の受発及び保存並びに記録に関する事項
- (3) 予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 物品の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 施設の管理運営及び警備に関する事項
- (6) 図書館協議会に関する事項
- (7) 中央図書館、千里図書館、山田図書館、さんくす図書館、江坂図書館及び千里山・佐井寺図書館の庶務に関する事項

一般奉仕係

- (1) 一般用図書館資料（以下この項において「資料」という。）の収集に関する事項
- (2) 資料の保存及び除籍に関する事項
- (3) 資料の修理及び製本に関する事項
- (4) 郷土資料及び行政資料の収集、保存、貸出しに関する事項
- (5) 寄贈及び寄託資料の受入れ、保管に関する事項
- (6) 資料の個人貸出し及び団体貸出しに関する事項
- (7) 読書相談及び参考調査への援助に関する事項
- (8) その他一般奉仕に関する事項
- (9) 第5条に規定する分室の運営に関する事項

児童奉仕係

- (1) 児童用図書館資料（以下この項において「資料」という。）の収集に関する事項
- (2) 資料の保存及び除籍に関する事項
- (3) 資料の修理及び製本に関する事項
- (4) 寄贈及び寄託資料の受入れ、保管に関する事項
- (5) 資料の個人貸出し及び団体貸出しに関する事項
- (6) 読書相談及び参考調査への援助に関する事項
- (7) その他児童奉仕に関する事項

館外奉仕係

- (1) 自動車文庫用図書館資料（以下この項において「資料」という。）の収集に関する事項
- (2) 資料の修理及び除籍に関する事項
- (3) 資料の個人貸出し、団体貸出し及び利用相談に関する事項
- (4) 自動車文庫の運営及び奉仕に関する事項
- (5) 家庭文庫、地域文庫等の育成及び援助に関する事項
- (6) その他館外奉仕に関する事項

資料管理係

- (1) 図書館資料（以下この項において「資料」という。）の発注に関する事項
- (2) 資料の受入れ及び整理に関する事項
- (3) 電子計算組織の管理及び運営に関する事項
- (4) その他資料の管理に関する事項

第4条 千里図書館、山田図書館、さんくす図書館、江坂図書館及び千里山・佐井寺図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事項
- (2) 文書の受発及び保存並びに記録に関する事項
- (3) 物品の取得及び管理に関する事項
- (4) 図書館資料（以下この条において「資料」という。）の収集に関する事項
- (5) 資料の保存及び除籍に関する事項
- (6) 資料の修理及び製本に関する事項
- (7) 郷土資料及び行政資料の収集、貸出しに関する事項
- (8) 寄贈及び寄託資料の受入れ、保管に関する事項
- (9) 資料の個人貸出し及び団体貸出しに関する事項
- (10) 読書相談及び参考調査への援助に関する事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、管理運営及び奉仕に関する事項
(分室の位置)

第5条 中央図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市立中央図書館北千里分室
- (2) 位置 吹田市古江台4丁目2番D-7

2 分室の開室日及び開室時間は、別に定める。

(開館時間)

第6条 中央図書館、千里図書館、山田図書館、さんくす図書館、江坂図書館及び千里山・佐井寺図書館の開館時間は、午前10時から午後6時（木曜日及び金曜日にあつては、午後8時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、木曜日又は金曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23

年法律第178号。以下「法」という。)に規定する祝日に当たるときは、午前10時から午後6時までとする。

(休館日)

第7条 中央図書館、千里図書館、山田図書館、さんくす図書館、江坂図書館及び千里山・佐井寺図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (3) 長期整理期間(年間およそ10日間)
- (4) 館内整理日(毎月最終の木曜日。ただし、法に規定する祝日に当たるときは、その翌日)

(臨時休館)

第8条 館長が必要があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、臨時に休館し、若しくは休館日に開館し、又は開館時間を変更することができる。ただし、非常災害その他の緊急の事態があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、館長は事後速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。

(資料の貸出し等)

第9条 資料の館外貸出しは、別に教育長の定める規程に基づいて行う。

第10条 中央図書館は、本市内における団体又は個人に対し、所定の手続に基づいて、自動車文庫の利用による貸出しを行うことができる。

(利用者の守るべき事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気の使用をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食をしないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(資料の寄贈又は寄託)

第12条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(賠償義務)

第13条 利用者は、利用中に建物又は設備並びに資料をき損又は亡失した場合には、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年4月30日教育委員会規則第9号)

この規則は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日教育委員会規則第3号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月25日教育委員会規則第15号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月19日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月15日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 8 月 19 日教育委員会規則第 5 号）

この規則は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日教育委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 12 日教育委員会規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 9 月 1 日教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日教育委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 24 日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 29 日教育委員会規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 28 日教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。